

ぶんきょうく けんり かん じょうれい
文京区こどもの権利に関する条 例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だいいっしょう そうそく だいいちじょう だいさんじょう
第一章 総則（第一条—第三条）

だいにしょう けんり だいよんじょう
第二章 こどもの権利（第四条）

だいさんしょう けんり ほしょう せきむ やくわり だいがじょう だいはちじょう
第三章 こどもの権利を保障するための責務及び役割（第五条—第八条）

だいよんしょう けんり ほしょう とりくみ だいきゅうじょう だいじゅうななじょう
第四章 こどもの権利を保障するための取組（第九条—第十七条）

だいがじょう けんりようごいいん だいじゅうはちじょう だいにじゅういちじょう
第五章 こどもの権利擁護委員（第十八条—第二十一条）

ふそく
付則

こえ
こどもからの声

すべ けんり も
わたしたち全てのこどもは、「こどもの権利」を持っています。

けんり おとな すべ ひと し
「こどもの権利」について、大人にもこどもにも、全ての人に知ってほしいです。

がっこう ちいき みちか ばしょ けんり し まな きかい
学校や地域など身近な場所で「こどもの権利」について知り、学ぶ機会をつくってほしいです。

けんり じぶんじしん かんが みちか ひと こえ ひろ
わたしたちも、「こどもの権利」について自分自身の考 えをもち、身近な人から声をかけて広
めていきます。

いけん ひてい う と さんちょう
こどもの意見をはじめから否定することなく、しっかりと受け止めて、尊 重し、こどもにとっ
て何が一番よいかを第一に考 えてほしいです。

おとな いけん りかい なつとく りゆう せつめい
大人の意見については、こどもが理解して納得できるように理由をしっかりと説明してほしいで
す。

みづか かんが じぶん き おとな こえ き みまも
こども 自 らが考 えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの声を聴いて、見守
り、必要な手助けをしてほしいです。

おとな たいとう はな あ ば あんしん いけん い ば

大人とこどもが対等に話し合える場、安心して意見を言える場をつくってほしいです。

まわりの人と比べられたり、「こどもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。

こどもが自分自身の可能性を信じられるように、個性を持った一人の人として向き合って、夢

や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守ってほしいです。

ちょうせん
わたしたちは、たくさん挑 戦 していきたいです。

ちょうせん しっぱい みまも う い おうえん
挑 戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

じぶん みらい じぶん き せいちょう つづ かんきょう ていきょう
自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。

「こどもの権利」が守られていないと感じたときに、秘密が守られ安心して相談できる場所
が身近にほしいです。

けんり しゅちやう しんらい ひと たす ばしょ ようい
「こどもの権利」を主張できて、信頼できる人に助けてもらえる場所を用意してほしいです。

わたしたちは、全てのこどもにとって「こどもの権利」が守られるまちになることを願い、行動していきます。

ぶんきょうく　せんげん
文京区の宣言

すべてのこどもは、一人一人がかけがえのない存在です。

健康に、自分らしく育つために、生まれながらに権利を持っています。

ぶんきょうく　じどう　けんり　かん　　　じょうやく　りねん　もと　　　　　　　　　　　けんり　　　　　　　　　　　おとな
文京区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利について、こどもも大人

ただ　し　　　いっしょ　まも　　　　　　　じつげん　めざ　　　　　じょうれい　せいいてい
もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定します。

だいいっしょう
第一章 総則

もくてき
(目的)

だいいちじょう じょうれい じどう けんり かん じょうやく かんが ぶんきょうくぜんたい
第一 条 この 条 例 は、児 童 の 権 利 に 関 す る 条 約 の 考 え を も と に、文 京 区 全 体 で こ ど も の
けんり たいせつ まも すこ せいちょう ささ もくてき
権 利 を 大 切 に 守 り、こ ど も の 健 や か な 成 長 を 支 え て い く こ と を 目 的 と し ま す。

ことば い み
(言葉の意味)

だいにじょう じょうれい く くいきない い か くない ざいじゅう
第二 条 この 条 例 に お い て 「こ ど も」と は、区 の 区 域 内 (以 下 「区 内」と い い ま す。) に 在 住
ざいがく ざいきん とうくない せいかつ およ かつどう じゅうはっさいみまん ひとなら ひと
し、在 学 し、在 勤 す る 等 区 内 で 生 活 し、及 び 活 動 す る 十 八 歳 未 満 の 人 並 び に こ れ ら の 人 と
ひと けんり みと てきとう ひと
等 し く 権 利 を 認 め る こ と が 適 当 で あ る 人 の こ と を い い ま す。

じょうれい ほ ご しゃ おや さとおや た おや か よういく
2 この 条 例 に お い て 「保 護 者」と は、こ ど も の 親、里 親 そ の 他 の 親 に 代 わ り こ ど も を 養 育
ひと
す る 人 の こ と を い い ま す。

じょうれい く みたう くない ざいじゅう ざいがく ざいきん ひとなら くない
3 この 条 例 に お い て 「区 民 等」と は、区 内 に 在 住 し、在 学 し、在 勤 す る 人 並 び に 区 内 で
かつどう じぎょうしゃおよ だんたい
活 動 す る 事 業 者 及 び 団 体 の こ と を い い ま す。

じょうれい そだ まな しせつ くない ほいくしょ ようちえん がっこう た
4 この 条 例 に お い て 「育 ち 学 ぶ 施 設」と は、区 内 の 保 育 所、幼 稚 園、学 校 そ の 他 の こ ど も が
そだ まな また かつどう りよう しせつ
育 ち、学 び、又 は 活 動 す る た め に 利 用 す る 施 設 の こ と を い い ま す。

きほんりねん
(基本理念)

だいさんじょう けんり つぎ かか かんが かた きほんりねん ほしょう
第三 条 こ ど も の 権 利 は、次 に 掲 げ る 考 え 方 を 基 本 理 念 と し て、保 障 さ れ な け れ ば な り ま せ
ん。

いち すべ じんしゅ こくせき せいべつ せいできしこう せいじにん いけん しょうがい けいざいじょうきょう
一 全 て の こ ど も は、人 種、国 籍、性 別、性 的 指 向、性 自 認、意 見、障 害、経 済 状 況
とう りゅう さべつ
等 ど ん な 理 由 で も 差 別 さ れ ま せ ん。

に すべ いのち まも も う のうりよく じゅうぶん の せいちょう
二 全 て の こ ど も は、命 が 守 ら れ、持 っ て 生 ま れ た 能 力 を 十 分 に 伸 ば し て 成 長 で き る よ
いりよう きょういく せいかつ しえんとう う ほしょう
う、医 療、教 育、生 活 へ の 支 援 等 を 受 け る こ と が 保 障 さ れ ま す。

さん すべ じぶん かんけい ことがら じゅう いけん あらわ
三 全 て の こ ど も は、自 分 に 関 係 の あ る 事 柄 に つ い て 自 由 に 意 見 を 表 す こ と が で き、こ ど も
いけん ねんれい せいちょう ていど おう じゅうぶん そんちょう
の 意 見 は、こ ど も の 年 齢 や 成 長 の 程 度 に 応 じ て、十 分 に 尊 重 さ れ ま す。

よん かん き おこな もっと よ
四 こ ど も に 関 す る こ と が 決 め ら れ、行 わ れ る と き は、そ の こ ど も に と っ て 最 も 善 い こ と は
なに だいいち かんが
何 か を 第一 に 考 え ま す。

第二章 こどもの権利

(こどもの権利)

第四条 こどもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等のあらゆる場面において、特に次に掲

げる権利が保障されます。

一 安心して生きる、過ごすための権利

ア 命が守られ、及び尊重されること。

イ 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。

ウ 安全・安心に過ごせること。

エ 家族や大切な人と一緒に過ごせること。

二 成長と可能性に関する権利

ア 遊び、学び、及び休むこと。

イ 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しむこと。

ウ 繰り返し挑戦できること。

エ 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばし

て育つことができること。

オ 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

三 必要な支援を受け、守られる権利

ア 悩んでいること、困っていること等を相談できること。

イ こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

ウ 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。

エ 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあら

ゆる差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること。

オ こどもの発達に応じてプライバシーが尊重されること。

四 意見等の表明と仲間づくりに関する権利

ア 自分の意見、考 え、気持ち等を表 明することができ、それが尊 重されること。

イ 仲間をつくり、集まること。

第 三 章 こどもの権利を保障するための責務及び役割

(区の責務)

第五条 区は、こどもの権利を保障するための施策を推進し、こどもが安心して暮らすことができる環 境をつくる取組を行 うものとします。

2 区は、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行 うものとします。

3 区は、区民等及び育ち学ぶ施設と 協 力するとともに、その活動を支援するものとします。

4 区は、国、都その他の関係機関と連携し、こどもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めるものとします。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、家庭がこどもの健やかな成 長に大切な場であること並びにこどもの養育及び成 長について保護者に第一の責任があることを認識し、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 保護者は、必要に応じて、区、区民等及び育ち学ぶ施設の 協 力 及び支援を受けながら、こどもが健やかに成 長できるよう努めるものとします。

(区民等の役割)

第七条 区民等は、こどもの権利について理解を深め、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 区民等は、地域社会がこどもの健やかな成 長に重 要な役割を持っていることを認識し、こどもが健やかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体でこどもを見守り、支援するように努めるものとします。

3 事業者は、働 く人が仕事と子育てを両 立できる環 境づくりに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の役割)

だいはいちじょう そだ まな しせつ そだ まな しせつ すこ せいちょう じゅうよう やくわり も
第 八 条 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健やかな成 長に重 要な役割を持って
にんしき じぶん かんが あそ まな かつどう しえん
いることを認識し、こどもが自分で 考 え、遊び、学び、活動することができるよう支援を
おこな けんり ほしょう つと
行 い、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。

そだ まな しせつ ほごしやおよ くみんとう たい そだ まな しせつ うんえいとう かん じょうほう
2 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情 報
ていきょう おこな たが きょうりよく しせつ うんえい つと
提 供を行 い、お互いに 協 力しながら施設を運営するように努めるものとします。

だいよんしょう けんり ほしょう とりくみ 第 四 章 こどもの権利を保障するための取組

いけんとう ひょうめい さんか
(こどもの意見等の表 明 と参加)

だいきゅうじょう じぶん いけんとう ひょうめい しゃかいてきかつどう さんか
第 九 条 こどもは、自分の意見等を表 明するとともに、社会的活動に参加することがで
いけんとう ねんれい せいちょう ていど おう じゅうぶん そんちょう
き、こどもの意見等は、こどもの年齢や成 長の程度に応じて、十 分に尊 重されます。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ じぶん いけんとう ひょうめい しゃかいてきかつどう
2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが自分の意見等を表 明し、社会的活動
さんか きかい かくほ つと
に参加する機会の確保に努めるものとします。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ かつどう いけんとう はんえいまた
3 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこ
さんか つと
どもの参加に努めるものとします。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ いけんとう ひょうめいおよ しゃかいてきかつどう
4 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表 明及びこどもの社会的活動
さんか そくしん たいせつ およ ほうほう まな ひつよう じょうほう え
への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情 報を得る
つと
ことができるよう努めるものとします。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ いしひょうじ ほうほう たよう こうりょ
5 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こ
いし と ひつよう おう いけんとう だいべん つと
どもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めるものとします。

あんぜん あんしん す かんきょう
(安全・安心に過ごすことができる環 境づくり)

だいいゅうじょう く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ じぶん
第 十 条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもがありのままの自分でいられて、
あんぜん あんしん す かんきょう つと
安全・安心に過ごすことができる環 境づくりに努めるものとします。

いばしょ
(こどもの居場所づくり)

だいいゅういちじょう く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ あそ まな た かつどう
第 十 一 条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動
あんしん やす ひつよう いばしょ つと
するとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるものとします。

そだ まな かんきょう
(育ちと学びの環境づくり)

だいじゅうにじょう く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ しんしん じょうきょう お
第十二条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれてい
かんきょうとう おう のぞ そだ まな かんきょう つと
る環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるも
のとしします。

あんしん そうだん かんきょう
(安心して相談できる環境づくり)

だいじゅうさんじょう く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ なや こま
第十三条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困ってい
とう きがる あんしん そうだん かんきょう つと
ること等について、ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとしま
す。

ぎやくたい たいばつ とう けんりしんがい ぼうし
(虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止)

だいじゅうよんじょう だれ たい ぎやくたい たいばつ とう けんりしんがい おこな
第十四条 誰であっても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行って
はなりません。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ たい ぎやくたい たいばつ とう けんり
2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の権利
しんがい ぼうしおよ そうきはっけん つと
侵害の防止及び早期発見に努めるものとします。

くおよ そだ まな しせつ ぎやくたい たいばつ とう けんりしんがい う てきせつ じんそく
3 区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速
きゅうさい かんけいきかん れんけい ひつよう しえん おこな
に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

ひんこん ぼうし
(貧困の防止)

だいじゅうごじょう く すべ だれひとり と のこ すこ そだ まな
第十五条 区は、全てのこどもが誰一人取り残されことなく、健やかに育ち、学ぶことが
くみんとうおよ そだ まな しせつ きょうりよく ひんこん ぼうし つと
できるよう、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものと
します。

けんり かん ふきゅうけいはつとう
(こどもの権利に関する普及啓発等)

だいじゅうろくじょう く けんり ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ たい
第十六条 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対し
しゅうち また がくしゅう きかい もう とう とりくみ ふきゅうけいはつ おこな
て、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとします。

く けんり まな じぶん ひと けんり たいせつ
2 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしたいことができるよう
ひつよう しえん おこな
必要な支援を行うものとします。

けんり かん しさく すいしん
(こどもの権利に関する施策の推進)

だいじゅうななじょう く すべ けんり ほしょう ほごしや くみんとうおよ そだ
第 十 七 条 区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち

まな しせつ きょうりよく けんり かん とりくみ すいしん
学ぶ施設と 協 力 して、こどもの権利に関する取組を推進するものとします。

だいがししょう けんりようごいいん
第 五 章 こどもの権利擁護委員

けんりようごいいん せっち
(こどもの権利擁護委員の設置)

だいじゅうはちじょう く けんり しんがい てきせつ じんそく きゅうさい はか くちょう
第 十 八 条 区は、こどもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救 済を図るため、区長の

ふぞくきかん ぶんきょうく けんりようごいいん い か けんりようごいいん お
附属機関として、文京区こどもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」といいます。）を置き
ます。

けんりようごいいん つぎ かか しよくむ たんとう
2 権利擁護委員は、次に掲げる職務を担当します。

いち けんり ほしょう そうだん おう ひつよう じょげんおよ しえん おこな
一 こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行 うこと。

に けんり ほしょう ひつよう ちょうさおよ ちょうせい
二 こどもの権利の保障についての必要な調査及び調 整をすること。

さん けんり しんがい きゅうさい かんけいしゃ ひつよう ようせい
三 こどもの権利の侵害からの救 済のため関係者に必要な要請をすること。

よん けんり しんがい ふせ また けんり ほしょう いけん ひょうめい
四 こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表 明すること。

ご けんり しんがい きゅうさい けんり ほしょう りかい ひろ
五 こどもの権利の侵害からの救 済とこどもの権利の保障についての理解を広めていくこ
と及び関係者との 協 力 の推進に関すること。

けんりようごいいん さんにんない じんかく こうけつ しゃかいてきしんぼう けんり かん
3 権利擁護委員は、三人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に関して
すぐ しきけん ゆう もの くちょう いしよく
優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱します。

いいん にんき にねん さいにん
4 委員の任期は、二年とします。ただし、再任されることができます。

くちょう けんりようごいいん しんしん こしょう しよくむ おこな みと
5 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行 うことができないと認めるとき、
だいさんこう ようけん み また しよくむじょう ぎ むいはん た けんりようごいいん
第三項の要件を満たさなくなったとき又は職 務 上の義務違反その他の権利擁護委員として
おこな みと しよく と
ふさわしくない行 いがあると認めるときは、その 職 を解くことができます。

けんりようごいいん しよくむじょう し え ひみつ も しよく しりぞ あと
6 権利擁護委員は、職 務 上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その 職 を 退 いた後も
どうよう
同様とします。

けんりようごいいん しよくむ すす かた
(権利擁護委員の職務の進め方)

だいじゅうきゅうじょう けんりようごいいん しょくむ おこな いけんとう き いけんとう
第 十 九 条 権利擁護委員は、職務を行 うときは、こどもの意見等を聞き、その意見等を
そんちょう もっと よ かんが おこな
尊 重するとともに、そのこどもにとって最 も善いと考 えられることを行 うものとしま
す。

けんりようごいいん こうせい こうへい しょくむ おこな
2 権利擁護委員は、公正かつ公平にその職務を行 わなければなりません。

けんりようごいいん どりつ しょくむ おこな ひつよう おう ごうぎ
3 権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行 います。ただし、必要に応じて合議を
おこな
行 います。

けんりようごいいん じぶん りがいかんけい じあん しょくむ おこな
4 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行 うことができま
す。

けんりようごいいん まいねんど しょくむ じっしじょうきょう くちよう ほうこく
5 権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施 状 況 について区長に報告しなければならませ
ん。

く けんりようごいいん どりつせい こうせい こうへい しょくむ おこな かんきょう かくほ
6 区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行 うことができる環 境を確保す
るために必要な 協 力 及び支援を行 うものとします。

く ほうしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ けんりようごいいん そうだんとう かんきょう
7 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが権利擁護委員に相談等をしやすい環 境
をととの づつ けんりようごいいん しょくむ きょうりよく つと
を 整 えるよう努めるとともに、権利擁護委員の職務に 協 力 するよう努めるものとします。
けんりようごいいん そうだんとう
(権利擁護委員への相談等)

だいにじゅうじょう およ かんけい ひと けんりようごいいん けんり ほしょう
第 二 十 条 こども及びそのこどもに関係のある人は、権利擁護委員にこどもの権利の保障に
ひつよう そうだん おこな また だいじゅうはちじょうだいにこうだいさんごう きてい ようせい も どうこう
ついて必要な相談を行 い、又は第 十 八 条第二項第三号に規定する要請若しくは同項
だいよんごう きてい いけん ひょうめい おこな もと
第四号の規定による意見の表 明 を行 うことを求めることができます。

けんりようごいいん ようせいおよ いけん そんちょうとう
(権利擁護委員の要請及び意見の 尊 重 等)

だいにじゅういちじょう く ほうしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ けんりようごいいん だいじゅうはちじょうだいにこう
第 二 十 一 条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、権利擁護委員から第 十 八 条第二項
だいさんごう きてい ようせいまた どうこうだいよんごう きてい いけん ひょうめい う
第三号に規定する要請又は同項第四号の規定による意見の表 明 を受けたときは、これを
そんちょう ひつよう とりくみ おこな つと
尊 重し、必要な取組を行 うよう努めるものとします。

く ぜんこう とりくみ おこな ないよう けんりようごいいん ほうこく
2 区は、前項の取組を行 うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければならませ
ん。ただし、同項の取組を行 うことができないときは、理由を付けてそのことを権利擁護委員

ほうこく
に報告しなければなりません。

ふ そく
付 則

じょうれい れいわはちねんしがつついたち しこう だいがしょう きてい こうふ ひ
この条 例 は、令和八年四月一日から施行します。ただし、第五章の規定は、公布の日から
きさん ななつき こ はんい ない きそく さだ ひ しこう
起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。